

第2章 都市整備の方針

1 土地利用の方針

(1) 中心市街地ゾーン

JR 小林駅前を中心とする市街地は、本市のみならず西諸県圏域の中心市街地として、商業業務機能のみならず、居住、文化、教育、福祉、医療など多様な機能の誘導に努めます。具体的には、「働く舞台」、「賑わいの場」、「暮らしの場」として、以下の観点を満たす中心市街地の形成を推進します。

「働く舞台」：中心市街地に販売拠点および販売ルートの構築を推進するとともに、空き店舗の活用など魅力ある個店の出店を促し、本来、中心市街地がもつ雇用の場、働く場としての機能を取り戻すまちづくりを推進します。

「賑わいの場」：空き店舗や公園、あるいは中心商業地における低未利用地の活用に着目し、中心市街地に市民が憩い交流する賑わいの空間（市民が中心となったイベント等に活用できるオープンスペース）の整備を進めるとともに、物産市やコミュニティカフェなどを整備・活用して、特に観光客が街なかを回遊できる環境づくり、活性化につながる多様な活動の支援を推進します。

「暮らしの場」：小林駅前土地区画整理事業によって創出された良好な都市基盤に、優良な住宅や福利施設等の一層の集積を促し、高齢社会に求められるコンパクトで快適に暮らせるまちづくりを進めるとともに、託児所や子どもと入れる飲食店など、子どもを産み・育てやすい環境整備を進めます。また、中心市街地の魅力向上・機能充実に資する土地区画整理事業をはじめとした基盤整備の効果に対する検討などを進めます。

また、本市市街地の南西部にある準工業地域において、大規模集客施設※が立地し、上記の取り組みによる中心市街地活性化の弊害にならないように、大規模集客施設の立地を抑制する特別用途地区を指定します。

※大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場などの用途に供する部分の床面積の合計が 1 万m²を超える建築物とする。



(2) 地域市街地・沿道商業地ゾーン

須木地域および野尻地域の市街地（旧須木村および旧野尻町の中心地）においては、日常生活圏を範囲とする生活密着型商業・業務地機能の形成・確保を目指します。具体的には、地域のまちづくり組織等が中心となって実施しているイベント等を支援する等、地域と行政が協働で地域活性化に努めます。これは、これらの市街地が各地域の「顔」として、また居住者の生活利便性を確保するために必要であるためです。

また、広域幹線道路の国道221号と国道268号沿線には、沿道商業地（市街地）が形成されております。市民の生活利便性を高める地域として、高齢者や障がい者等の誰もが安全で安心して歩ける歩道やポケットパークの確保、美しい街なみ景観のための緑化など落ち着いた秩序ある沿道市街地の形成に努めます。

(3) 住宅地ゾーン

① 魅力ある住宅市街地の形成（住宅市街地ゾーン）

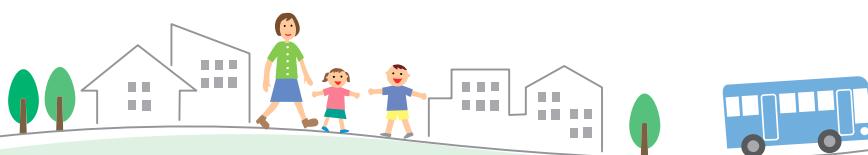
本区域では便利で快適な「まちなか居住」が可能な魅力ある住宅市街地の形成に努めます。すなわち、歩行者空間を確保した道路整備を進めるとともに、交通安全施設の充実、身近な公園の利用度向上を図る施設整備、情報提供による「まちなか居住」の推進や空地・空き家の活用促進を図ります。また市街地内農地等の低未利用地と住宅等が混在しており都市施設整備も不十分な地区においては、「まちなか居住」の都市基盤として土地区画整理事業の整備効果等の検討を進めます。一方で、宅地の緑化を奨励するなど市民と一体となった緑化の推進等を進めます。

② 良好な環境を有する専用住宅地の保全（専用住宅地ゾーン）

本区域は主として丘陵地等に位置し、良好な住宅地としての環境が形成されてきている区域です。しかし一部区域では、住宅地としての十分な基盤整備が進んでおらず、計画的でない開発による住環境の悪化が懸念されます。今後、良好な環境を有する専用住宅地にふさわしい基盤整備の検討を進めるとともに、住民との合意形成を図りながら宅地内緑化の推進や地区計画等を視野に入れた良好な環境の保全を図ります。

(4) 工業地ゾーン

工業地ゾーンについては、新たな雇用を創出するために積極的に工業施設を誘致する一方で、本市が豊かな自然環境を有するまちであることを基調に、公害防止対策を進めながら立地を図り、周辺環境と調和した工業地の形成を図ります。



また市民ニーズが高い『働く場が充実したまち』や『農産物・特産物を活かした産業のあるまち』の実現に向けて、小林 IC からの交通利便性等が良い場所において工業団地の整備と企業誘致を進めます。具体的には、本市の基幹産業である農畜産業活性化・6 次産業化の推進に資する施設や雇用拡大につながる施設の誘致をめざし、地域振興・市民所得の向上を目指します。

(5) 集落と農業の振興ゾーン

市街地ゾーンを取り囲む形にある集落と農業の振興ゾーンは、本市の主要産業である農業生産等が行われるゾーンです。これらの区域では、農業的土地利用と調和した居住環境整備を行い、活力ある生産環境の保全と緑豊かで快適な田園居住地の形成を目指します。

また近年では、用途地域外の広域幹線道路の沿道（用途地域に近接する位置の沿道）を中心に都市化の拡大がみられ始めていますが、限りある財政状況に対して適正な市街地規模の必要性や地域環境へ悪影響を及ぼす施設の立地可能性等を踏まえると、都市の拡大防止と計画的な土地利用が必要といえます。今後これらの区域に対しては、適正規模の市街地形成および良好な地域環境の保全を図るとともに、都市計画区域内において特定用途制限地域の活用等を検討します。なお、広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設については、本市・各地域の「顔」である拠点への影響や田園居住地への影響等を踏まえ、原則として抑制します。

一方、用途地域外であるものの既に工場等が立地している永田平公園の南側の地区（内田ノ前）において、現在の土地利用実態や計画的な土地利用の観点を踏まえ、工業系の用途地域の指定を検討します。

(6) 山岳と緑豊かな山林・高原ゾーン

自然的土地利用を主とする地域で、本市南西部及び北東部の山林地域に自然公園と森林資源を有しており、この自然環境を保全するとともに、本市内外の人々の健康や癒しの場として利活用します。

(7) 自然公園及び美しい山林ゾーン

自然的土地利用を主とする地域の中でも、本市南西部の霧島錦江湾国立公園、北部の九州中央山地国定公園及びその周辺は、個性的で貴重な自然を有しております。これらの自然環境を保全するとともに、美しい山林を次世代に継承します。



図：土地利用方針図

2 自然環境保全の方針

(1) 環境負荷の軽減

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会は、様々な環境問題を引き起こしてきたことを踏まえ、循環を基調とする社会システムの構築に向け、ごみの 4R（「発生抑制 (Reduce)」、「再使用 (Reuse)」、「再生利用 (Recycle)」）に加えて「拒絶 (Refuse または Reject)」の取り組みを推進します。県内で最も高い水準にあるリサイクル率を維持するほか、家畜排せつ物や木質資源など、地域で産出されるバイオマス資源を有効活用し、市民、企業、行政が一体となって資源が循環してごみの少ないまちを目指します。

河川の浄化を推進するため、生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等）の地域の実情に応じた効率的・効果的な整備促進・適正な維持管理を促進するとともに、最終処分場や廃プラ処理施設等の各処理・処分施設は、その目的を果たせるよう適切な維持管理に努めます。

(2) 良好な自然環境の保全

本市は、山林、農地、草地、河川・湖など多様で豊かな自然環境を有しています。この自然環境を将来に引き継いでいくためには、自然環境の適切な保全と、暮らしや事業活動と自然との共生が必要です。すぐれた自然環境を保全し、野生生物の種の保全など生物多様性を確保するとともに、人と自然とが身近にふれあいながら共生していくまちを目指します。

具体的に市街地およびその周辺にある緑地などは、良好な都市環境を維持する自然的環境として、保全・創出に努めるとともに、野生動物の生息地、移動経路にもなる森林や河川などを保全し、生き物の生息する環境保全ネットワークの形成を図ります。また、雨水の保水機能および土砂の流出を防止する森林などは、環境保全上重要な役割を果たす資源などとして、積極的に保全します。



3 交通体系整備の方針

(1) 広域幹線道路網

本市と県内外の各市町村や市内の地域拠点を結ぶ広域幹線道路としては国道221号(人吉～都城線)、国道268号(水俣～高岡線)、国道265号(小林～阿蘇線)および主要地方道小林えびの高原牧園線、同京町小林線、霧島公園小林線、西麓小林線、宮崎須木線、中河間多良木線があります。このうちの未整備区間については、関係機関と調整のうえ整備を促進し、隣県も含めた地域間の交流や連携強化を図ります。

(2) 市内幹線道路網

市街地部における幹線道路としては、国道221号(市街地部)や都市計画道路高千穂通線、新竹線、伊東塚線、北小林原通線、南町線、環状線が該当します。また、市街地部における幹線道路の機能を補充するものとして補助幹線道路があります。

これらは、都市の骨格を形成する路線として都市計画決定等がされていますが、近年の人口減少、高齢社会の進展、経済の低成長、市街地拡大の収束等の社会経済情勢の変化を背景に必要性等に変化が生じている路線があります。そのような路線については、上記の必要性や市民・住民の意見も踏まえた上で、より良い道路計画への変更(幅員や線形の変更等)、あるいは廃止を進めます。

一方、小林市役所にアクセスするシンボルロードとしての機能も有する都市計画道路夷守線については、土地区画整理手法も視野に入れた沿道の商業施設・住居にも配慮した整備を検討します。また市街地北側の幹線道路としての必要性が高い北小林原通線については、国道268号への負荷軽減に配慮した線形の変更と積極的な整備を図ります。

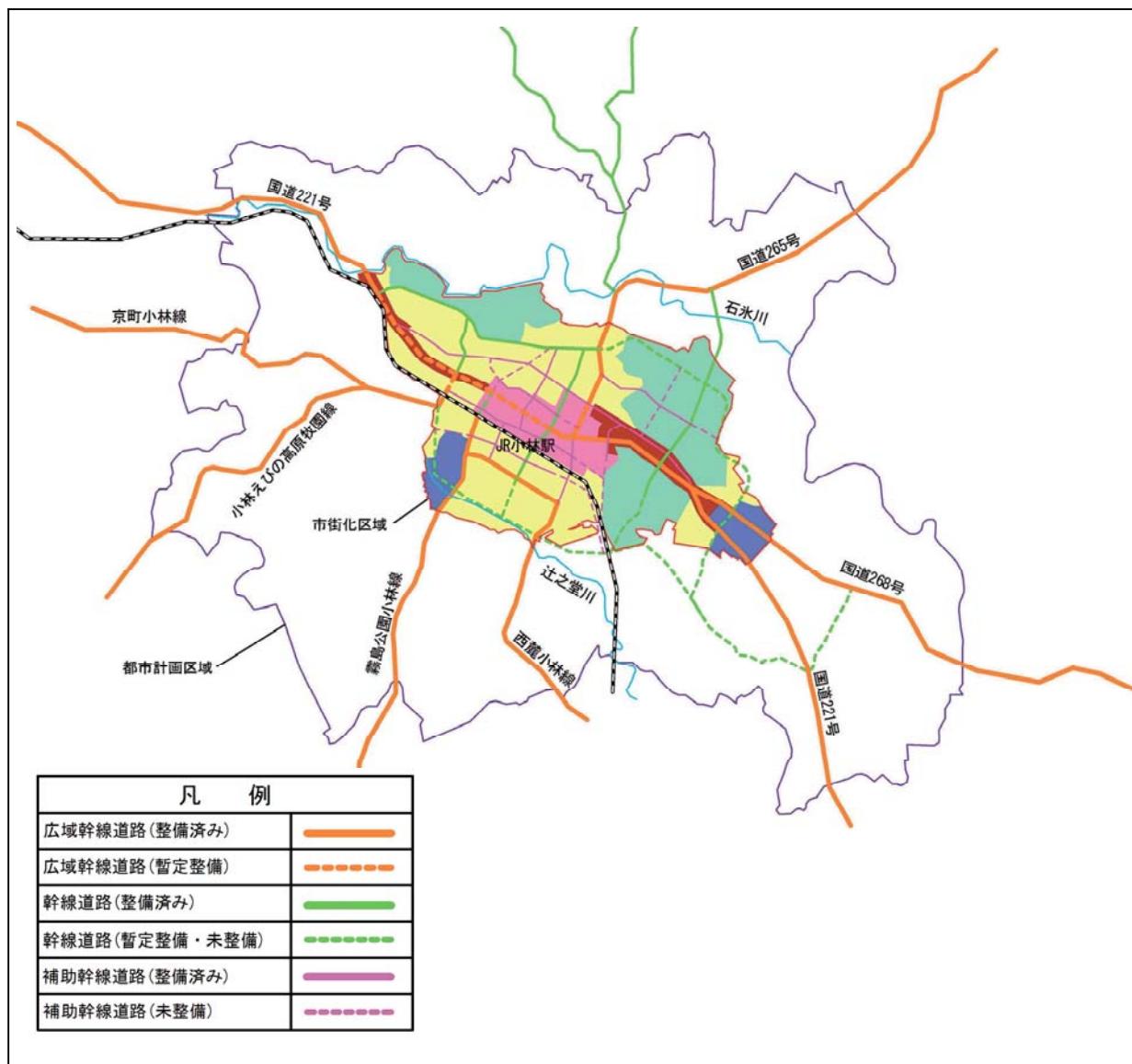
(3) 人にやさしい市街地空間づくり

歩行者が安全で快適に通行できるよう、駅や公共施設のネットワークに配慮しつつ、中心市街地や幹線道路等において歩道の整備に努めます。また、すべての市民が安全・安心・快適に移動できるように、鉄道駅やバス乗降所等の公共的施設におけるバリアフリーおよびユニバーサルデザインに配慮した施設改良を進めるとともに、道路における段差解消に努め、人にやさしい市街地空間形成を図ります。



(4) 道路空間の多目的利用

公共施設用地としての道路敷地では、都市景観改善のための電線類地中化や高度情報化社会の基盤となる光ファイバーケーブルの埋設、都市防災性能の向上に資するライフラインの共同溝化など、その多目的利用を推進します。



図：道路網構想図

(5) 安全・安心・快適な道路環境の確保

本市内には、整備から年数が経過し老朽化が進んでいる道路・歩道があります。今後、更に財政的な制約が進むことが予想される中で安全・安心・快適な道路環境を確保するために、事後保全型の管理から予防保全型の管理への転換を図り、ライフサイクルコストを考慮した戦略的な維持管理に努めます。

(6) 公共交通機関の機能強化

①鉄道

鉄道駅の利便性を高めるため、駅周辺のアクセス機能の強化に努めます。また、利用者にとって便利なダイヤ編成を関係機関に働きかけます。

②バス

コミュニティバスにより、一定の利便性向上や交通空白地域の解消は図られています。しかし今後は、これを維持していくため、利用促進の取組を充実していきます。また、コミュニティバスとその他の交通手段（福祉バス、スクールバス等）との連携も視野に入れ、より効率的な公共交通網の整備に努めます。

4 公園緑地整備の方針

(1) 市民に身近で、市民に愛される公園・緑地の整備

安全で潤いのある生活環境を形成するため、河川・水路の改修や親水空間としての整備、水質の浄化に努め、地域住民に愛される公園・緑地を緑の基本計画に基づき整備するとともに、季節感あふれる緑地の形成を図ります。

(2) 公園の適切な維持管理

既に整備済みの緑ヶ丘公園・永田平公園、街区公園等に対して、適切な維持管理を図っていきます。具体的には、公園内の施設、特に遊具等においては、市民が安心して安全に使えるよう定期的に点検を実施するとともに、夜間の安全確保のため、照明設備はもとより夜間の入場制限など利用者および近隣住民の安全徹底を図ります。また、都市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設の長寿命化を図ります。

小林総合運動公園については、スポーツ振興を促進する重要な施設として、グレードアップも含めた適切な維持管理を進め、市民をはじめとした利用者に今後も継続的に利用してもらうように努めます。

(3) まちなかの緑化推進と緑のネットワークづくり

まちなかに潤いを与えるため、教育施設・文化施設等の公共施設の緑化を推進します。また、幹線道路や河川の緑化、丘陵地の保全等に努め、市全体の緑のネットワークづくりに努めます。さらに、市民、企業、行政が一体となって、緑の保全や植栽を進めることによって豊かな都市景観形成を図ります。

(4) 豊かな農地・森林、自然的環境の保全

本市は、霧島山系を代表する名峰高千穂峰等を背景として広がる優良農地や豊かな森林に恵まれている等、美しい自然景観を有しています。これら市街地を取り囲む緑については、豊かな森林は清らかで豊かな水を蓄えるとともに市街地等への災害を未然に防止する重要な役割を担い、農業は本市の重要な基幹産業であります。これらの重要な機能を認識し、保全を図りながら、本市の自然景観の維持に努めます。

また、霧島錦江湾国立公園等の豊かな自然的環境は、非常に恵まれた市民や観光客の余暇・レクリエーション活動の場といえます。今後も「霧島ジオパーク」として、周辺市町と積極的に連携し、この豊かな自然的環境の保全・活用に努めます。



5 河川・下水道整備の方針

(1) 河川改修の促進

石冰川、辻ノ堂川等の未改修区間については、下流の改修状況を踏まえながら関係機関と調整のうえ改修の促進を図ります。また、整備から長い年数が経過し、老朽化が著しい改修済み河川区間においても、改修等の適切な維持保全を図ります。

(2) 自然や人とのふれあいに配慮した川づくり

河川の改修にあたっては、本市の豊かな自然景観との調和や生物の生息・生育環境（緑のネットワーク）への配慮のもと、多自然の川づくりを今後も推進します。また主要河川においては、治水機能を満足しながら、市民が水辺に親しめて、水を身近に感じることができる親水空間整備を行います。

一方、「水のまち小林」にふさわしい清らかな河川環境を保全していくために、市民、事業者などと行政が一体となった河川美化運動を積極的に推進します。

(3) 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業の推進

公共下水道事業は、市街地を中心に受益面積 630ha、受益者数 19,000 人を対象に見直しを行いながら事業を展開するとともに、浄化センターの維持管理を進めます。また、特定環境保全公共下水道については、加入促進に向けた取組を進めます。

(4) し尿処理などの推進

下水道および農業集落排水の整備計画外の地域については、水環境保全のため、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進します。また、し尿処理場の適切な管理に努めます。

(5) 機能保全への配慮

市街地の下水路等については、機能保全や老朽化対策を図り既存ストックの有効活用を図るとともに、維持管理を含むコスト縮減を目指します。

(6) 雨水の有効利用

本市の恵まれた資源である『水』を賢く使う省資源・循環型社会の構築に向けて、家庭用の雨水貯留施設の設置による雨水の雑用水利用などを奨励します。



6 上水道整備等の方針

(1) 安定した安全な水道の供給

市内全域に水の安定供給ができるように、未給水区域への管路延長、既設管の増径、老朽管の付設替等を計画的に行うとともに、新たな水源について調査し、取得をめざします。水源として湧水を使用することにおいても、水質検査を徹底するとともに、必要に応じて浄化施設の整備を進めます。

(2) 統合等による効率的な運営

各簡易水道間および上水道との統合を段階的に行い、根本的な施設の改修を行うなど施設の管理の効率化を進めます。

統合による料金体制の一体化等により収入確保と経費の抑制を図り、経営の安定化を進めます。

(3) 良好な水源環境の確保

環境基本計画に沿って、湧水・地下水の調査を行い、本市の特徴的な資源である湧水の保全に努めるとともにNPO法人や市民団体と連携し、水資源の保護を図ります。

また、水源かん養機能を有する森林、緑地および水辺地等の自然環境の適正な保全に努めます。

(4) 市民・行政の協働による水を賢く使う社会の形成

本市の恵まれた資源である『水』は、まちの潤いや演出等に効果的に利用することが期待できます。一方で、この資源には限りがあることを認識し、市民と行政が協働で必要以上の水は使用しない（節水を心がける）、水を賢く使う社会の形成に努めます。

(5) ライフラインの防災安全性確保

平時においての安定した供給のみならず、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるよう、基幹管路*について耐震性水管の採用等による防災安全性の確保を図ります。

*「基幹管路」とは導水管、送水管、断水本管（配水管のうち、給水管の分岐のないもの）をいいます。

7 住宅供給の方針

(1) 安全・安心に住みつづけられる良質な住宅ストック

地震や台風など自然災害に強い住環境づくりを進めるとともに、住宅の耐震化の促進やストックの有効活用による環境負荷の低減等、安全に安心して快適に生活できる住まい・まちづくりを進めます。具体的には、建築物耐震改修促進計画にもとづき耐震診断・耐震改修を進めるため、市民へ国や本市の補助制度に関する情報発信を行い、住宅の耐震性能の向上を促進するとともに、長期優良住宅の認定制度や住宅の長寿命化に関する情報提供を行い、住宅を長期にわたり良好な状態で使用する取り組みを支援します。

また、省エネルギー性能の向上や太陽光発電・太陽熱温水器等の自然エネルギーの利用、リサイクル材の活用など、省エネ、省資源に配慮した住宅の普及を促進するため、各助成制度に関する情報提供に努めます。

(2) 公共と民間による重層的な住宅セーフティネットづくり

全ての人が、安心して暮らしていくためには、「居住の安定」は非常に重要です。その受け皿の一つとなる公営住宅については、長寿命化計画にもとづいた計画的な建替え・個別改善を実施します。また、高齢者・障がい者が自宅で快適に自立した日常生活を送るため、住宅のバリアフリー化推進や医療・福祉分野との連携など、ハード・ソフト両面の取り組みによる環境づくりを推進します。一方、若年層の地域定着のためにも、子育て世代向け賃貸住宅の充実や福祉施策との連携など、子育てしやすい環境づくりを推進します。

(3) 地域の特性に応じた魅力ある住まいづくり

多様な世代が居住するまちなか居住の推進や、豊かな自然環境などの地域特性を活かした定住化施策の展開など、地域活力向上を図る魅力的な住まいづくりを進めます。

①まちなか居住の促進

中心市街地の小林駅前地区土地区画整理事業完了区域などの中心市街地周辺地区においては、その利便性を活かしたまちなか居住や職住近接を目指して特定優良賃貸住宅制度などの活用を促進し、良好な居住環境を有した住宅地形成に努めます。また、生活利便性の高いまちなか居住を求める高齢者が、地域社会の中で自立しながら快適に安心して暮らせるように公的住宅に加えサービス付き高齢者向け住宅など、良質な住宅ストックの形成に努めるとともに、まちなかの生活利便性を活かした住まい方に関する情報を提供し、まちなか居住を希望する世帯への住み替えを支援します。

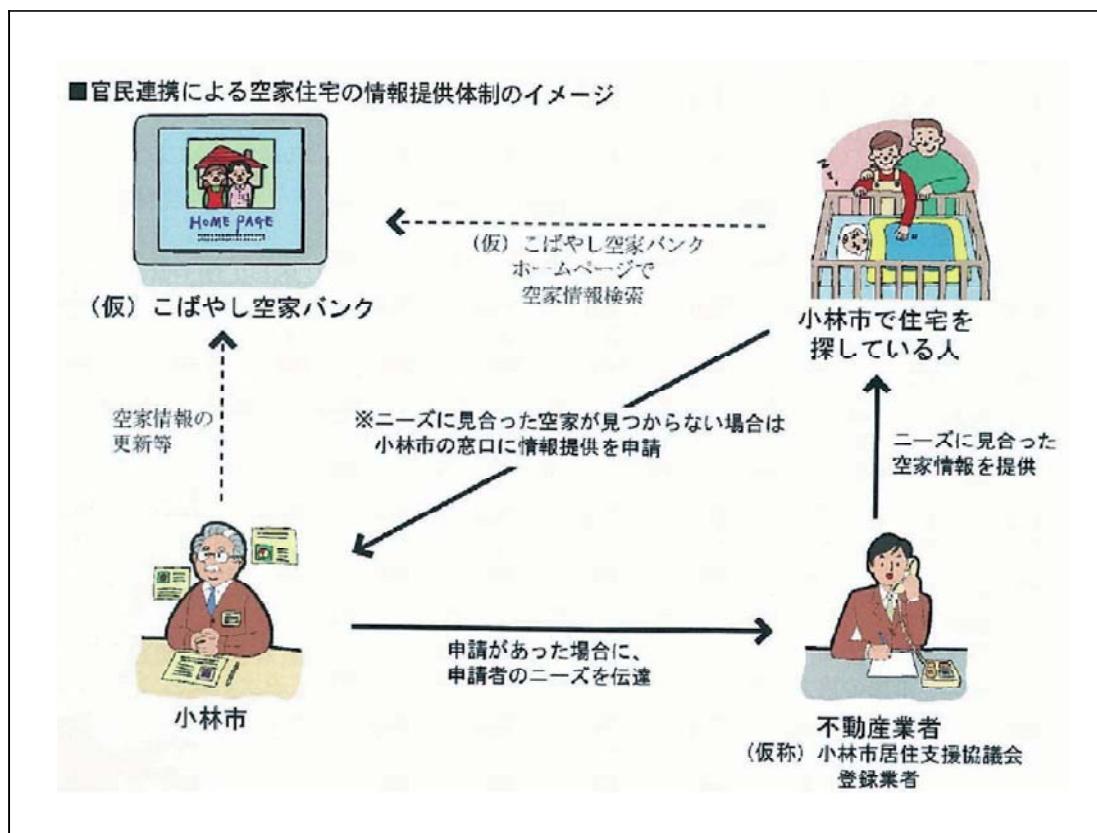
②地域特性に応じた定住策の推進

須木地域については、定年退職者や田舎暮らし志向の強い方などの田舎暮らしの実現を支援するための山村定住住宅整備などを今後も継続して取り組みます。

野尻地域については、宮崎市や都城市への通勤圏となる地理的特性を踏まえ「小坂ニュータウン」など若年世代・子育て世代を対象とした受け皿づくりを今後も継続して検討します。

(4) 住民・民間・行政との連携・協働による住まい・まちづくり

少子高齢化、社会保障の増大による財政の逼迫、経済情勢の不安定など、社会経済情勢は大きく変化しています。そのような中、行政・民間・住民が各々でまちづくりを進めていくには限界があるため、住民・民間・行政がそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら効果的に住まい・まちづくりを進めていきます。具体的には、定住促進のきっかけづくりとして「空き家バンク」を継続的に進めます。



(出典：小林市住宅マスタープランH24.3より抜粋)

8 公共施設整備の方針

(1) 公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

庁舎や図書館、公園等の公共施設においては、高齢者や身障者の利用に配慮したバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めます。

(2) 本市の行政・防災機能の強化

現在の本庁舎は昭和 39 年に建設されたものであり、庁舎の老朽化から維持修繕費用が年々増加するとともに、3 市町村合併に伴う狭隘さから庁舎の分散化を余儀なくされております。また耐震強度の問題も有しております、被災時の災害対策本部としての役割を果たせない可能性もある状況です。そこで、上記の問題を解決する新庁舎を建設し、安心・安全で中長期的な経済性に配慮した拠点形成を図ります。

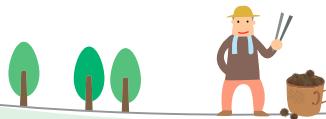
一方教育環境のみならず、地域の防災拠点としての機能も期待される学校に対しては、施設の耐震改修を計画的に進めます。

(3) 児童施設の機能維持・活用

将来を担う子どもたちの健全な育成に資するため、児童センターや児童プール等の既存児童施設の効率的な維持管理を図りつつ、積極的な活用を図ります。

(4) 中心市街地機能の強化

JR 小林駅を挟んで北側は古くからの商店街、南側に小林駅前土地区画整理事業による良好な都市基盤を形成している地区があり、駅南側では医療系専門学校の誘致をはじめとして土地活用が図られてきています。この地域は「本市の顔」となる中心拠点であり、その機能を高めるために、平成 27 年 3 月に開通した南北通路の活用による南北地域の交流促進と防災機能の強化（駅北ふれあい広場や小林文化会館等の防災拠点、災害時に飲用水の提供の場となる駅南公園への相互アクセスの強化）、地域資源・観光情報や地場物産などの情報発信機能を強化する施設整備を進めます。



9 都市防災の方針

(1) 建築物の耐震性強化

災害時の避難・救護拠点となる公共建築物については、耐震性に応じて補強や改修などの対応を図り、安全性の確保に努めます。特に小林市役所は、被災時の災害対策本部としての役割を担うことから、耐震改修を早急に進めます。また民間建築物についても、情報発信などにより建物の耐震診断と改修を促すとともに、災害時に道路をふさがないようにブロック塀の生垣化等を推奨します。

(2) 都市の不燃化促進

災害が発生しても被害を最小とする都市づくりが必要です。このため公共建築物の耐火構造化を推進するとともに、建物が密集している中心市街地等において避難防災通路の整備やオープンスペースの確保を図ります。また道路等の空間は火災時の延焼を防止する機能があることを踏まえて、沿道の建築物の不燃化を促しながら、延焼遮断帯としての機能強化に努めます。

(3) 治山・治水事業の推進とがけ地近接住宅の移転

国・県など関係機関と連携し、河川や急傾斜・地すべり危険箇所の整備、治山・治水事業を推進します。一方、がけ地近接の危険住宅については、対象世帯の調査を行うとともに、崖地近接住宅移転事業制度の積極的な活用を図ります。

(4) 都市の浸水被害軽減

近年では、全国的に排水施設の処理能力を超える局所的大雨が増大しており、都市部・居住地での浸水被害を軽減していく取り組みの必要性が高まっています。本市の市街地においても大雨時における浸水がみられることから、都市下水路整備や都市域の相当面積を占める道路、オープンスペースである公園との事業連携などにより雨水流出の抑制に努めます。また、それらに加えて、雨水の保水機能を有する森林の保全や、雨水の一時的な貯留機能を有する農地の適正な管理・維持に努めることで、都市の浸水被害の軽減を図ります。

(5) 避難拠点の整備

災害時に市民の避難先となる拠点の周知と機能強化を図ります。また、八幡原にある小林商業高校跡地を災害対応拠点施設に位置づけ、市の災害対応・沿岸部市町村の後方支援拠点施設のための整備を図ります。

(6) 自主防災組織の育成・強化

都市構造物だけでは防災できないこともあることを認識した上で、災害に強いまちづくりのためには市民の方々の取り組みも重要になってきます。そのため市民の自主防災意識の高揚や防災訓練の実施に努め、市民と行政が協働となって安心・安全なまちづくりを目指す取り組みを推進します。

(7) ライフ・ラインの防災安全性確保

電気や通信、上下水道などのライフ・ラインは文字どおり生命線として、早期の復旧に欠かせないものです。このため、耐震設備の採用や共同溝化などにより、防災安全性の確保を図るものとします。



10 都市景観形成の方針

(1) 背景となる自然環境の保全

本市は、霧島をはじめとした観光資源でもある山なみ景観を有しています。これらの景観を保全していくために、経済活動を維持しながらも調和のとれた建築物や屋外広告物になるよう規制誘導を図ります。また、田園景観も重要な資源として認識し、生産活動を継承できるような農林業施策と連携しながら田園景観の維持に努めるとともに、史跡や水辺、公園等も本市の景観を構成する重要な要素としての保全に努めます。

(2) まちの回廊となる景観軸の誘導・形成

本市の都市軸である国道 221 号・265 号・268 号沿道は、美しく特色ある街路樹景観の形成を図るほか、事業者等の理解と協力を得ながら、秩序ある景観形成に努めます。また街並み景観については、公共サイン（看板・表示板）の統一など景観に配慮した整備に努め、歩いて楽しい空間づくりを図ります。さらに、広域観光ルートも担う広域幹線道路は、本市の田園景観等と調和した特色ある景観軸の形成を図ります。

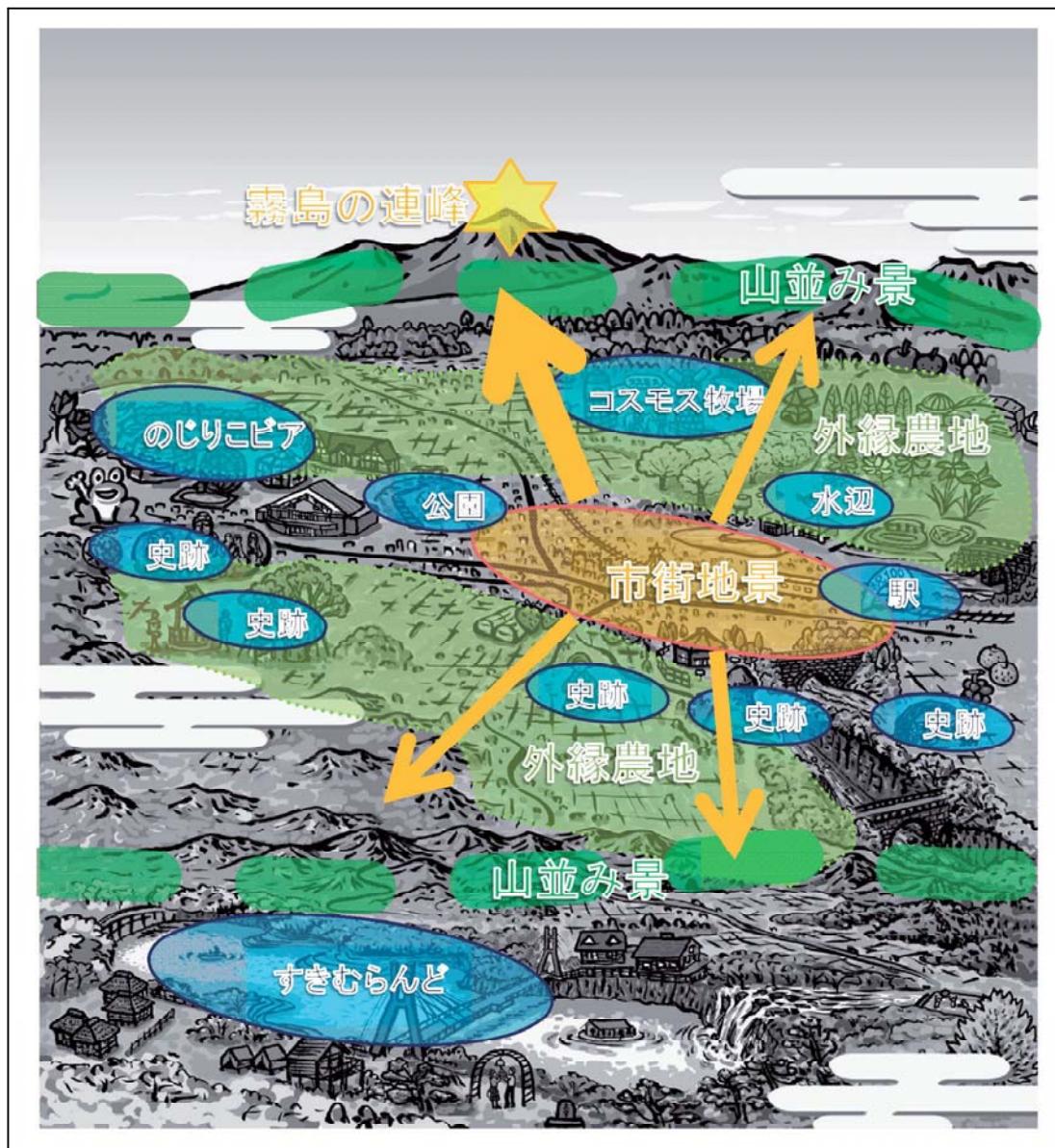
(3) 景観拠点の整備

中心市街地では、西諸地方の中核都市にふさわしい市街地景観の形成を図るため、本市の資源である水・緑や花を取り入れ、安らぎや温もりを感じる演出を行い、本市らしい景観の整備を行います。

(4) 花に彩られた美しい都市景観形成

本市の誇りの一つに生駒高原のコスモスがあり、観光資源にもなっています。これらの観光資源と連携した「都市・まちの魅力向上」のための取り組みとして、まちなかにおいても花と緑の植栽を進め、快適に住めるまち・誰もが住んでみたくなる都市景観の形成を図ります。なお都市環境の形成にあたっては、住民、事業者、行政が協働となって取り組むことを基本として、住民意識の啓発や景観に配慮した公共施設整備・民間建築の誘導に努めます。

○小林市の景観イメージ



(出典：小林市景観計画より抜粋)

